

# 本郷小学校

## guide book

### 学校教育目標

豊かな知性を育てる

【知】

進んで学ぶかしこい子

礼節の心を培う

【徳】

礼儀正しいやさしい子

たくましい心身を養う

【体】

最後までやりぬくじょうぶな子

所在地

札幌市立本郷小学校

SAPPORO HONGO ELEMENTARY SCHOOL

〒003-0022  
札幌市白石区南郷通10丁目南3-1  
電話：011-861-4128  
メール：honngo-e@sapporo-c.ed.jp

## 目 次

P3	校歌と校章
P4	日課表について
P5-6	登下校について
P7	持ち物・服装について
P9	使用するノートについて
P10	携帯電話・スマートフォンの取り扱いルールについて
P11-12	学校管理下でけがなどした時の給付金について(日本スポーツ振興センター)
P13	新1年生入学時の取組について
P14	一部教科担任制について
P15	教育相談について
P16	学校徴収金について
P17	災害時非常時の保護者による引き取りについて
P18-19	給食について
P20-21	保健室・養護教諭について
P22	学校感染症の種類と出席停止の措置について
P23	転出・退学・校区外から登校を希望する場合の手続きについて
P24	就学援助制度について
P25	通知表について

## 校歌と校章

### ◆校章



「本」を五つ組み合わせ星形をとったのは、北国の位置を表します。永遠の真理と共に人生行路への指針と希望を象徴する意をもつものです。中央の円は円満、強調、団結の精神を、円内の「小」は小学校を表し、桜の花びらをかたどったのは、国花さくらの優雅の美から、親愛の心を表しています

### ◆校歌

坂本 亮 作詞

渡部 日出雄 作曲

- |   |   |                              |
|---|---|------------------------------|
| 1 | ひかりに揺れて そよ風は<br>学ぼうきょうも いきいきと<br>みんなの 本郷小学校 | あかるく朝の 窓にくる<br>深くたしかな よい知恵を  |
| 2 | 緑に芽ぶく おさな木は<br>育とうからだ すこやかに<br>みんなの 本郷小学校   | 伸びたついつも 天さして<br>高いのぞみに どこまでも |
| 3 | ゆたかに青い やまなみを<br>歌おうところ はずませて<br>みんなの 本郷小学校  | かがやく雲は 流れ去る<br>胸に花咲く よろこびを   |

## 日課表について

時間割は、2週間に1度(学年によって1週間ごと)学年だよりでお知らせします。

	月	火	水	木	金
登校時間	8:15~8:25				
朝の活動	朝読書	朝学習	朝読書	朝学習	朝読書
	8:25~8:35				
朝の会	8:35~8:45				
1時間目	8:45~9:30				
2時間目	9:35~10:20				
中休み	10:20~10:40				
学習準備	5分間				
3時間目	10:45~11:30				
4時間目	11:35~12:20				
給食指導	12:20~13:00				
清掃	清掃 13:00~13:10		簡易清掃 13:00~13:05		清掃 13:00~13:10
昼休み	13:10~13:25		/		13:10~13:25
学習準備	5分間		/		5分間
5時間目	13:30~14:15		13:05 ~13:50		13:30~14:15
学習準備	5分間				
6時間目	5・6年生 委員会・クラブ	14:20~ 15:05	13:55~ 14:40	14:20~ 15:05	/
下校時刻	1・2・3・4年生 14:20	1年生 14:20	1・2年生 13:55	1・2・3年生 14:20	全学年 14:20
	5・6年生 クラブ時15:25 委員会時15:10	2・3・4・5・6年生 15:10	3・4・5・6年生 14:45	4・5・6年生 15:10	/

## 登下校について

### ◆登校

- ・通学路を守って安全に登校します。
- ・8:15~8:25に登校します。
- ・忘れ物等があっても自宅には戻りません。
- ・8:15前に学校に到着した場合は、1列に並んで待ちます。
- ・遅刻や欠席する場合は、8:15までにすぐーるや電話で連絡をします。
- ・8:25のチャイムまでに教室に到着していないと遅刻になります。
- ・かさは閉じて、しっかりとひもでまいて自分のクラスと出席番号の傘立てに入れます。

### ◆下校

- ・通学路を守って安全に下校します。
- ・下校時刻は曜日や学年によって異なるので、学年だよりで確認します。
- ・通学路を守って安全に下校します。
- ・公園や友達の家などに寄り道をせず、まっすぐ自宅に帰ります。
- ・放課後、学校に忘れ物を取りに来るときには、玄関のインターフォンを鳴らしてクラスと名前、用件を言い、その場で待ちます。学校の中には入りません。先生が玄関まで忘れ物を届けます。

### ◆遅刻、早退について

- ・遅刻や早退をする場合は、必ずすぐーるかお電話でお知らせください。
- ・遅刻や早退の場合は、児童のみの登下校はせず、必ず保護者の送迎をお願いしております。
- ・お迎えの際は、インターフォンで用件を伝え、保健室又は職員室、教室まで来てください。

### ◆その他

- ・登下校の確認ため、「ツイタもん」に登録していただくようお願いしております。
- ・ツイタもんタグの紛失等につきましては、直接ツイタもん事務局(0120-833-214)にお問い合わせください。
- ・すぐーるで欠席や遅刻等の連絡をしていただく際は、理由も書いていただくようご協力をお願いいたします。

## 集団下校のコース図（7コース）

- 青 - 本通（国道12号線）方面
- 水色 - 南郷通を渡り、南郷7丁目駅方面
- ピンク - 南郷通りを渡らず、南郷7丁目駅方面
- 赤 - 9丁目10丁目の間を東北通方面
- 緑 - 11丁目12丁目の間を東北通方面
- 黄緑 - ピザハットのそばの信号を渡り  
南郷13丁目駅方面
- 黄 - 南郷通を渡り、南郷13丁目駅方面



## 持ち物・服装について

□ランドセルなどのバッグ(背中に背負えるもの)

□筆入れの中には…

- ・鉛筆…B以上を5本程度
- ・消しゴム…白くて良く消えるもの
- ・赤ペン・青ペン…まるつけ等に使います。赤鉛筆・青鉛筆でも構いません。
- ・名前ペン…油性のもの。名前を書くときに使います。
- ・直定規…15cm位のもの。筆入れに入る長さ(二つ折りにするタイプは×)。

□お道具箱の中には…

- ・のり・はさみ…スティックタイプののり、子どもの手の大きさに合わせたはさみ。
- ・色鉛筆またはクーピー
- ・工作板(粘土板とカッター板が両面になっているもの)
- ・粘土



□上靴

- ・運動に適しており、靴底は白っぽいもの(黒のゴム底は、タイルに色がつきやすいので避ける。)

□紅白帽子

□とびなわ

□探検バッグ

□給食袋

- ・エプロン、三角巾(または帽子)、ランチマット、マスクをきんちゃく袋に入れます。



□ぞうきんは2枚(床拭き用、机拭き用)とそれを留める洗濯ばさみ

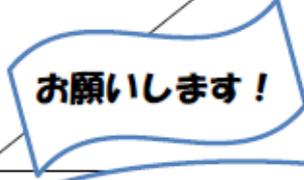
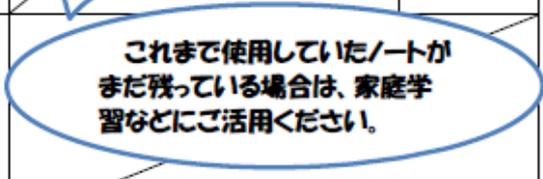


15cm~20cm

洗濯ばさみに、輪にしたひもを付けます。  
ひもの長さは、輪にした状態で15cm~20cm。

- 上記以外にも、鍵盤ハーモニカ、リコーダー、絵の具セット、習字セット、裁縫用具など、学年によって用意していただくものが異なります。詳細については、学年だよりでご確認ください。
- すべての持ち物に記名をお願いいたします。
- 服装は、活動しやすく実用的なものをご準備ください。学校指定の体操着や水着はありません。体育の時も、着替えはしません。

使用ノート一覧 札幌市立本郷小学校

	国 語	算 数	理 科	社 会	その他
1年生	21ミリマス 10マス×7行 (リーダー入り) 右開き 2冊目から 18ミリマス 12マス×8 (リーダー入り) 右開き	18ミリマス 12マス×7行 (リーダー入り) 2冊目から 15ミリマス 10マス×14行	 		自由帳 (無地)
2年生	15ミリマス 縦15マス×10行 (リーダー入り) 右開き	1冊目 15ミリマス 横10マス×14行 2冊目から 12ミリマス 横12マス×17行			
3年生	12mmマス 18マス×12行 右開き	10mmマス 5mm方眼	10mmマス 5mm方眼	10mmマス 5mm方眼	
4年生	12mmマス 18マス×12行 右開き	10mmマス 5mm方眼	10mmマス 5mm方眼	10mmマス 5mm方眼	
5年生	10mmマス 5mm方眼 右開き	10mmマス 5mm方眼	10mmマス 5mm方眼	10mmマス 5mm方眼	
6年生	10mmマス 5mm方眼 右開き	10mmマス 5mm方眼	10mmマス 5mm方眼	10mmマス 5mm方眼	

確認お願いします!

10mmマス5mm方眼  
10mmマス5mmリーダー入り  
10mmマス10mm実線付

メーカーによって表記が異なりますが、同じものです。どれでも構いません。

## 携帯電話・スマートフォンの取り扱いルールについて

### ◆学校でのルール

- ・原則、携帯電話、スマートフォンは学校へ持ち込まない。
- ・特別の事情があって、児童が学校に携帯電話、スマートフォンを持ち込むときは、事前に学校長の了解（許可証で）を得る。
- ・許可証は担任を通じて受け取り、必要事項を記入して担任に提出する。
- ・学校長の了解を得て携帯電話、スマートフォンを学校へ持ち込む場合も、学校で利用することはできない。その際に、携帯電話、スマートフォンは自身のかばんの中で保管し、取り出さない。

### ◆家庭でのお願い

- ・インターネットを利用するときをお願いしたいこと。

#### ①フィルタリングをかける

→有害なサイトに接続したり、知らない人とやりとりをしたりしないように、電話会社やゲーム会社のフィルタリングサービス（保護者による使用制限機能）を利用する。

#### ②個人が特定される情報を載せない

→自分や友だちの名前や住所、写真、動画、ID、QR コードなど、個人情報が分かるものを載せない。

#### ③知らない人とは絶対につながらない

→知らない人とつながらないようにプライバシー設定をする。

→知らない人からのメール（トーク）に返信したり、ゲーム対戦をしたりしない。

→知らない URL（ウェブページ、メールアドレス等）にアクセスしない。

☆LINE の未成年者の利用は、親権者などの法定代理人の同意が必要です。また、Youtube、X（旧 Twitter）、Facebook は、13歳未満の利用が認められていません。利用するには、保護者の了解が必要です。

## 学校管理下でけがなどした時の給付金について（日本スポーツ振興センター）

学校生活の中でけがをした場合に、治療にかかった医療費等を給付するための共済制度があります。本郷小学校では、全員が日本スポーツ振興センターに加入しており、多くの人が給付を受けています。

### 1 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が500点(5,000円)以上のもの	医療費 ・療養に要する費用の額の4/10 (そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が500点(5,000円)以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害 (その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学(園)中の災害の場合 2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 〔通学(園)中の場合 1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 3,000万円 〔通学(園)中の場合 1,500万円〕 死亡見舞金 1,500万円 〔通学(園)中の場合も同額〕

※ 学校の管理下とは「授業中」「学校の教育計画に基づく課外指導中」「休憩時間中及び学校の定めた特定時間中」「通常の経路及び方法による通学中」「寄宿舎にあるとき」などの場合をいいます。

←

### 2 共済掛金(保護者負担金)

学校種別	1人当り年額	学校種別	1人当り年額
幼稚園	180円	高等学校全日制	1,400円
小中学校	460円	高等学校定時制	630円
		特別支援学校(高)	1,400円

※中学校には中等教育学校前期課程を、高等学校全日制には中等教育学校後期課程を含む。

### 3 給付の制限を受けるもの

#### (1) 他の法令により医療費の助成を受けた場合(または受ける場合)

他の法令により医療費の助成を受けた(受ける)場合は給付額が調整されますので、学校へ請求する際に、かならず助成内容及び自己負担額をお申し出ください。

#### (2) 高等学校の生徒の重大な過失による災害の場合

### (3) 交通事故などの災害で第三者から損害賠償を受けた場合

登下校中の交通事故など、第三者に責任のある災害については、加害者からの損害賠償が優先されます。

なお、加害者から受けた損害賠償の額がセンターから給付される給付金額より少ない場合は差額をセンターに請求することができます。

また、ひき逃げについては、警察が立ち会い「交通事故証明」が発行されれば「自動車損害賠償保障事業」による救済措置が受けられますので、必ず警察に届け出を行ってください。届け出を行ってもなお第三者からの賠償が受けられない場合は学校に御相談ください。

## 4 給付の対象とならないもの

### (1) 保険診療以外のもの

例：歯牙破損や抜歯した後に装着される補綴で、医療保険診療以外のもの

：眼鏡の破損修理代、購入代、初診時特定医療費、差額ベッド代等

### (2) 医師の同意なしに「はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧師の施術」を受けた場合

当該施術はセンターの認める疾病に対して医師の同意に基づき、医療保険診療として行われたものが支給対象となります。よって、医師の同意書無しにこれらの施術を受けた際は、給付対象となりません。

### (3) 生活保護世帯の小・中学校児童生徒の医療費

生活保護を受けている世帯に属する小・中学校の児童生徒に係る災害については、生活保護法による医療扶助が行われるため、医療費の給付は行われません。ただし、障がい見舞金及び死亡見舞金は給付対象になります。

### (4) 高等学校の生徒における故意の犯罪行為又は故意の災害の場合

ただし、いじめ、体罰、その他の本人の責めに帰すことができない事由により生じた強い心理的負担による発生した故意の災害は除く。

### (5) 障がい見舞金給付後の医療費

障がい見舞金は、療養の効果が期待し得ない状態で、治療又は症状が固定したとこに、残った障がいの程度に応じて給付されるものなので、見舞金の支給後に療養を受けたとしても、その医療費は原則給付対象となりません(審査の結果、支給の対象とならなかった場合も同様です)。

## 5 その他

(1) 同一の災害の負傷または疾病について、医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。

(2) 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。

(3) 給付金は、学校に申請手続きをしてから、概ね2~3か月後に支給されます。

制度の詳細や、法令等の情報は、日本スポーツ振興センターホームページ「学校安全 web」  
(<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>)でご覧になれます。

## 新1年生入学時の取組について

### ◆本郷小スタートカリキュラムの実施

スタートカリキュラムとは、小学校に入学した子どもが、幼稚園、保育園、認定こども園などの遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのものです。

#### (1) スタートカリキュラムのねらい

- 安心して学校生活をスタートし、集団の中で自己発揮できるようにする。
- 学級の一員としての自覚をもって、協働的に活動することができるようにする。
- 幼児期に身に付けた力を生かして各教科等の学習に円滑に移行し、主体的に学ぶことができるようにする。

#### (2) 期間

- ・入学式(4月)～5月の2・3週目(個人懇談終了後)をめやすに取り組む。

#### (3) 取組内容

いきなり教科の学習を行うのではなく、遊びや体験活動を通した学びを行います。3つの学びの時間帯を設定しています。

##### ①なかよしタイム～新しい人間関係を築くことで安心感をもつ時間

例) 読み聞かせ、ペアトーク、折り紙、クイズ、歌、手遊びなど

※多目的室を活用してフリーに遊べる場所を確保する。

##### ②わくわくタイム～生活科の学校探検を中心とした学習

##### ③ぐんぐんタイム～教科などを中心とした学習

#### (4) 学級編制について

- ・入学後～スタートカリキュラム終了時(5月の2・3週目)は、方面別(ご自宅の住所)名簿をもとに学級編制を行います。スタートカリキュラム終了後に正式な学級を決定します。登下校の安心と6年間を見通した人間関係の構築を目的としています。
- ・正式な学級が決まるまでは、毎日担任が入れ替わり授業を行います。

#### (5) 日課表について

- ・子どもたちが心にゆとりをもって安心して小学校生活をスタートすることを目的として、5月末まで4時間授業となります。

## 一部教科担任制について

### ◆目的

- 本校職員の得意な分野を活用することで、授業の質を高め、児童の学力向上を目指します。
- 複数の教員が関わることで、多面的に児童を支援していきます。
- 担当教科を少なくすることにより、教員の教材研究や児童と向き合う時間を確保します。

### ◆対象学年

- 基本的に全学年を対象とします。
- 学年に応じて教科数や時間数は異なります。

### ◆取組内容

- 専科(外国語、外国語活動)を除き、学年内で担当教科を分担します。
- 生徒指導上の情報共有を児童に関係する職員全員で行い、職員全体で対応します。
- 評価、評定は、教科担当者が行います。

## 教育相談について

スクールカウンセラーが、保護者の方からの相談をお受けしています。お子さんについて、心配なことがあればお気軽にご相談ください。一年を通して一人のカウンセラーが担当しています。尚、保護者の同意を得て、お子さんとカウンセラーの2名で面談を行うこともできます。

### ◆相談内容

お子さんの学校適応や発達に関する相談をしたい、子育ての中で困っていることや思春期、反抗期の子どもへの対応を知りたい、学校でどんな様子で過ごしているのか心配なので相談したいなど、お子さんに関することであれば、どんなことでも構いません。

### ◆来校日・場所

詳細については、定期的なすぐーるでお伝えします。

### ◆相談の予約

スクールカウンセラー担当教諭に直接お電話で申し込みください。こちらの方で日程等の調整をさせていただきます。

## 学校徴収金について

学校徴収金には、教材費、行事費、用紙費、PTA 会費等が含まれています。徴収が滞りますと教育活動に影響が出る場合もありますので、期限までに必ず指定口座にご入金をよろしくお願いいたします。

- ・用紙費、教材費など学校でかかる諸経費はゆうちょ銀行からの引き落としとなります。
- ・兄弟姉妹がいても手続きはお子さん全員分必要となります。
- ・宿泊学習や修学旅行、スキー学習、バスで行く社会科見学につきましては、終了後に徴収いたします。徴収日と金額につきましては、学年だより等でお知らせいたします。
- ・基本的に徴収金の引き落としは、6月28日、9月28日、12月28日、2月28日の計4回です。引き落とし日が土日の場合は、翌週の月曜日になります。
- ・引き落としができなかった場合については、翌月に再引き落としをするか、現金で納入していただきます。

※トラブル等防止のため、お子さんに現金を持たせないよう、よろしくお願いいたします。

## 災害等非常時の保護者による引き取りについて

本校では、災害非常時をはじめ、児童のみの下校が危険だと判断される場合、保護者の方に学校まで来ていただき、直接保護者に引き取っていただきます。なお、非常災害の場合は、メール配信等不可能な場合がありますので、そのときは、保護者判断で児童の引き取りをお願いします。

### ◆引き取りについて

大規模地震警戒宣言発令や大きな自然災害が起きたとき、または校内及び学区内で、極めて重大な事件が発生したときに引き取っていただきます。保護者の方には、メール配信等でお知らせします。引き取りは、原則学級ごとに各教室で一人ずつ実施します。

### ◆児童の引き取り者について

児童引き取りは、基本的に「家庭調査票に記載のある保護者及び共通の面識がある方のみ」となっております。その他の方の場合は、担任まで事前にご相談ください。

### ◆一定時間経過後

一定時間が経った後は、残留児童を一か所に集めて引き取りの方が来るまで待機します。

### ◆その他

校外で行事（修学旅行、宿泊学習、社会科見学など）実施中の場合は、行事を中止し、児童を安全な場所へ避難、誘導の上、状況を判断し、すみやかに対応します。

地震等に備えて、自分たちの避難場所や避難経路について、ご家庭で十分に話し合ってください。

### ◆保護者引き取り下校訓練

毎年一度保護者引き取り訓練を実施しております。詳細につきましては後日、学校だよりでお知らせします。

## 給食について

### ◆学校給食のねらい

学校給食は、『教育の一環』として位置付けられています。飽食の時代の中で何をどのように食べていくと、生涯を通じて健康に過ごせるのかを自ら考え、実践する力が育つことを大切にしています。また、みんなが一緒に同じ食事をすることによって偏食を直し、食事のマナーを学び、豊かな社交性を身に付けるように指導します。

### ◆給食の内容

- ・札幌市の学校給食は、文部科学省で策定した「学校給食摂取基準」をもとにつくられた「札幌市学校給食摂取基準」に基づき実施しています。発育期に欠かすことのできない栄養素や不足しがちな栄養素に特に重点をおき、1日の食事摂取基準のおよそ3分の1を摂取できるようにし、家庭で摂りにくいカルシウムやビタミン類などは割合を高くしています。
- ・ごはんは週に3回、めんは1回、パンは1回程度です。おかずは、献立により2~3品つき、和風・洋風・中華風と味に変化をつけています。牛乳は、毎日200mLつきます。
- ・給食の献立は、毎月発行する「給食だより」でお知らせします。
- ・献立に合わせて、5種類の強化磁器食器とはし、スプーン、フォークを組み合わせ使います。
- ・だしは、昆布や削り節を使って作ります。また、カレーライスやシチューなどのルウは小麦粉とサラダ油などを使って作ります。
- ・給食に使用するほとんどの食品は、札幌市学校給食会や北海道学校給食会を通して購入しています。衛生的で安全な食品の選択に努めています。
- ・給食の持ち帰りは禁止しています。

### ◆食物アレルギー

- ・食物アレルギーの調査の結果により、給食で除去食や代替食の対応が必要な場合などは、「食物アレルギー対応食実施申請書」や「食物アレルギー個人調査票」「学校生活管理指導表」の提出をしていただきます。
- ・除去食は札幌市で決められている卵や乳製品を使用する献立に行っています。

◆給食当番児童の約束

- ・体調の悪い人は、給食当番ができません。必ず担任に申し出るようにしてください。（連絡帳に記入していただいても構いません。）
- ・髪の毛の長い児童は、ヘアゴムを持参して髪を束ねます。
- ・爪は短く切ります。
- ・マスク、三角巾（バンダナ）、エプロンを着用します。

※1年生は当番以外の児童もマスク、三角巾、エプロンを着用します。

### ◆学校保健について

#### (1) 健康調査

『学校給食における食物アレルギー調査』と『健康調査票』を毎年記入していただきます。新1年生は、前回の就学時健診の際にご記入、ご提出していただきました。もし、変化がありましたら、学級担任や養護教諭に、症状と体育的行事の参加方法や給食対応などの学校生活上で配慮が必要なことなどを、主治医の先生のご意見も入れて、随時ご連絡ください。

#### (2) 健康観察

学校に送り出す前に、お子さんの顔色・食欲・態度から健康観察を行ってください。いつもと違うときは無理をさせずに、体調の回復を待ってから登校させてください。その際は、早めに学級担任にその旨をご連絡ください。

#### (3) 緊急時の連絡方法

思いがけないけがや病気でご家庭への連絡が必要なときがありますので、必ず連絡先（仕事場所等）を知らせてください。

#### (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センター

登下校中を含む学校管理下でのけが等については、災害共済給付金の対象となります。この互助共済制度は、札幌市内の小中学校の児童生徒は全員加入となっております。入学後の4月末に詳しいことが書かれたプリントをお配りしますので、よくお読みください。なお、掛け金はその後、他の諸費とともに引き落としされます。掛け金はお子さんお一人460円です。

#### (5) 学校感染症

「インフルエンザ・麻疹（はしか）・流行性耳下腺炎・風疹・水痘（水ぼうそう）・溶連菌感染症・手足口病・新型コロナウイルス」他の学校感染症にかかったときには、『出席停止』という措置がとられます。かかりましたら、早めに学級担任にご連絡ください。その感染症によって登校できない期間が法で定められていますが、主治医の許可を得てから登校させ、学校からお届けする報告用紙をご記入ください。

#### (6) 健康カード

お子さんについて、ご家庭と学校の連携を図り、健康管理の参考にするものです。また、健康診断・身体計測や普段の学校生活における参考資料とします。年度内にご家庭にお返しすることがありますので、必ず全てに目を通してください。その際、以前に記入した部分に訂正などがありましたら、併せてお願いいたします。なお、入学後すぐに健康診断があります。提出していただくものもたくさんありますので、ご協力をお願いいたします。詳しいことは保健だよりなどのプリントでお知らせいたします。

## ◆養護教諭とは、保健室とは…

### 1. 養護教諭は、医療行為ができません。

養護教諭は、医療行為ができませんので、医師の診察を受けるまでの救急看護や、日常生活の中で健康管理に関する指導・助言を行います。また、医薬品は、学校薬剤師の指導のもと、「医薬品基準表」に掲げられている範囲内のもの（絆創膏、湿布、消毒薬等）を置いて、使用しております。



アレルギー疾患の児童も多いことから、使用については、保護者の皆様と相談しながら可能な範囲で慎重に行っております。

尚、体調不良による保健室での休養は1時間を目安としています。休養後も授業に戻れない場合は、お子さんの体調を優先し、帰宅して体を休めていただきます。学校から連絡があった際は、お子さんのお迎えをよろしく願いいたします。

### 2. 情報管理

保健室には、児童一人一人の健康に関しての情報が集まっています。プライバシー保護に配慮して整理保管しています。また、健康に関する図書や資料も置いてあります。

### 3. 保健指導

けがや気分が悪くて来室した時に、健康安全について一緒に考えます。ビデオやDVDなどを使って健康について幅広く保健指導を行います。

### 4. 健康相談

心身の健康上のことなどで悩みがある子どもの相談を受け、できる限りのサポートをします。

## 学校感染症の種類と出席停止の措置について

感染症名	出席停止期間の基準
<b>第一種</b> ○エボラ出血熱 ○クリミア・コンゴ出血熱 ○痘瘡 ○南米出血熱 ○ペスト ○マールブルグ熱 ○ラッサ熱 ○急性灰白髄炎(ポリオ) ○ジフテリア ○中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ ○重症急性呼吸器症候群(病原体がSARS コロナウイルスであるものに限る)	治癒するまで
<b>第二種</b> ○インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
○百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
○麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
○流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
○風疹	発疹が消失するまで
○水痘(みずぼうそう)	発疹が痂皮化するまで
○咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
○新型コロナウイルス感染症	発症した5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで
○結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
○髄膜炎菌性髄膜炎	
<b>第三種</b> ○コレラ ○細菌性赤痢 ○腸管出血性大腸菌感染症 ○腸チフス・パラチフス ○流行性角結膜炎 ○急性出血性結膜炎 ○その他の感染症(溶連菌感染症、手足口病、ヘルパンギーナ) *この他に条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として、次のようなものがある。 ○ウイルス性肝炎 ○伝染性紅斑(りんご病) ○マイコプラズマ感染症 ○流行性嘔吐下痢症 ○アタマジラミ ○水いぼ(伝染性軟疣腫) ○伝染性膿痂疹(とびひ)	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

## 転出・退学・校区外から登校を希望する場合の手続きについて

### ◆転出に必要な手続き

- ・転出することが決まったら、まず担任に連絡します。書類の準備の都合がありますので、お早めにお申し出ください。
- ・転校する学校に電話をして転校することを伝え、転入手続きの日程を調整してください。
- ・白石区役所で、住民票の異動の手続きをします。

※学校で転出手続きをする前に役所で住民票の異動を行うと、教育委員会で指定変更の手続きが必要となる場合があります。ご不明な点等ありましたら、ご相談ください。

- ・本郷小学校の最終登校日に転出の手続きをします。最終登校日に保護者の方が来校できない場合は、事前にご連絡ください。
- ・転出の手続きは、教務主任から転入先の学校に提出する書類を受け取ります。また、学校徴収金の精算等を行う場合もあります。
- ・引っ越し先の役所で住民登録の手続きをします。転出する学校を指定した「転入学通知書（または入校票）」をもらいます。
- ・転出先の学校へ行き、手続きをします。

### ◆退学に必要な手続き

- ・海外に転出する場合には、全て退学扱いとなります。現地で入学する予定の学校が、日本人学校、現地校、国際学校のいずれであっても、全て同じ扱いになります。基本的には転出に必要な手続きと同じです。
- ・外国語での在学証明書、成績証明書が必要な場合は、お申し出ください。

### ◆引っ越し等に伴い、校区外から引き続き本郷小学校に通学したい場合の手続き

- ・札幌市教育委員会学びの支援担当課（011-211-3821）にご相談ください。
- ・詳細につきましては、札幌市教育委員会ホームページ  
[https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/suisin/ichiritsugakkou\\_tetsuduki.html#shiteik\\_ouhennkou](https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/suisin/ichiritsugakkou_tetsuduki.html#shiteik_ouhennkou)でご確認ください。

## 就学援助制度について

学校教育法第19条では、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と定められています。この規定に基づいて、各市町村が、小中学生がいる経済的に困りの世帯に対して、就学に要する費用を支援する制度が「就学援助」です。

札幌市では、市町村民税が非課税の世帯や、世帯の所得が一定以下である世帯など、いくつかの要件を定めており、この要件を満たす世帯が就学援助の認定を受けることができます。就学援助の認定を受けると、学用品費、給食費、修学旅行費など、お子様の就学に要するさまざまな費用が支給されます。

### ◆申請方法等について

- ・6月頃に配付される就学援助制度についてのプリント又は、札幌市教育委員会ホームページでご確認ください。

ホームページ

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/enjo-seido.html>

### ◆制度についてのお問い合わせ

- ・本郷小学校（011-861-4128）事務職員までご連絡ください。

## 通知表について

本郷小学校では、3月（三者懇談の際に）に通知表「ほんごうの子ども」を配付しています。年間を通して1回のみ配付となります。また、お子さんの学習や生活の様子について詳しくお知らせするために、10月と3月（希望制）に三者懇談を設定しています。三者懇談は、お子さんと保護者、学年担任2名で15分程度の時間で行います。3月の三者懇談を希望しない場合は、三者懇談期間中に担任からお子さんに通知表を渡します。

### ◆通知表の見方について

#### 【学習の記録】

教科ごとの学習のねらいを観点ごとに具体的に表しています。他の子どもと比べることなく一人一人がどれだけ学習のねらいに近づくことができたかを「大変よい」「よい」「もう少し」の3段階で評定し、どれかに○印をつけます。各教科とも学年の目標への到達の様子を「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に分けて評価します。

大変よい…十分満足できる状況です。習得した知識や技能を活用して、発展的な課題や問題を解決することができます。

よ い…概ね満足できる状況です。学習内容を理解し、知識や技能が定着しています。

もう少し…努力を要する状況です。学習内容の理解のためには、更に努力が必要です。

#### 【特別の教科 道徳】 【外国語活動】 【総合的な学習の時間】

学習の様子について、文章で記述します。

#### 【行動の記録】

本郷小学校の子どもに望ましい姿を記しています。他の子どもと比べるのではなく、お子さんの努力や成長が特に表れていた点について○印をつけています。

#### 【特別活動の記録】

係活動や児童会活動、クラブ活動について記録します。